

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 人権施策推進課
委託業務番号	令和5年度 長人推第13号
委託業務名称	長浜市男女共同参画啓発事業委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	(1) 男女共同参画及び女性活躍推進のための啓発 (2) 男女共同参画及び女性活躍推進のための調査研究 (3) 長浜女性会議の企画・運営 (4) 関係機関・団体相互の連絡調整 (5) その他、推進協議会の目的達成に必要な事項
履行期間	契約の締結日から令和6年3月31日
契約年月日	令和5年5月24日
契約額(税込)	600,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市八幡東町632番地 [商号又は名称] 長浜市パートナーシップ推進協議会
契約相手方の選定理由	当該事業は、家庭や地域における男女共同参画の実現に向けた市民に対する啓発や講座開催など多岐にわたり、これらを総合的に推進するため、長浜市の男女共同参画及びあらゆる場面で女性の活躍を総合的に推進し、全ての人の基本的人権が尊重され、お互いを認め合い、すべての人がいきいきと輝くまち『長浜』の実現を目的とする「長浜市パートナーシップ推進協議会」に業務を委託する。ほかの団体・事業所ではきめ細かな対応が見込めず、競争入札に適さないため。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額)が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。